

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休息日
に当たるときは、その翌日発行)

目 次

◇告 示 鳥取県税条例第二百二十八条第一項に規定する関係書類

被爆者一般疾病医療機関の名称の変更

解除予定の保安林(二件)

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了(四件)

米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の期日

◇正 誤 昭和五十四年十一月鳥取県告示第千三十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百五十号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第二百二十八条第一項に規定する関係書類を次のとおり定め、昭和五十四年六月鳥取県告示第五百五十七号(鳥取県税条例第二百二十八条第一項に規定する関係書類について)は、廃止する。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

狩 獵 者 登 録 税 申 告 書
入 猟 税

職 氏 名 殿 年 月 日
郵便番号 □□□-□□
住 所
氏 名 ㊟
下記のとおり申告します。

狩 獵 者 登 録 番 号			
狩 獵 免 許	番 号	種 類	免 許 年 月 日
	第 号	甲 ・ 乙 ・ 丙	年 月 日

登 録 の 区 分
1 放鳥獣猟区のみに係る登録
2 1の登録を受けている者が受ける県下全域に係る登録
3 1及び2以外の登録

納付すべき 税 額	税 率 適 用 区 分	税 目	税 額
		1 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次の2に規定する者以外のもの	狩猟者登録税 入 猟 税 計
	2 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	狩猟者登録税 入 猟 税 計	
	3 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	狩猟者登録税 入 猟 税 計	

鳥取県収入証紙ちよう付欄

上記税率適用区分の2に該当する者又は県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者若しくは扶養親族に該当する者は、次の証明書により市町村長の証明を受けてください。

狩 獵 者 登 録 税 に 関 す る 証 明 書

住 所
氏 名
上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、
1 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの
2 農業、水産業又は林業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの
3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する ㊟
ものであることを証明します。
年 月 日 市 町 村 長 ㊟

鳥取県告示第七百五十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更年月日		区分	名称	所在地
昭和五十五年八月十日		変更後	水垣内科	鳥取市徳尾一五一六
変更前	水垣内科医院			

鳥取県告示第七百五十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字富吉一二七九の一、一三五二の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、一三二七の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

保健衛生施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百五十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称 日野町
- 二 事業の種類 日野町営テニスコート建設事業
- 三 起 業 地
 - 1 収用の部分 日野郡日野町黒坂字榎町西裏地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 日野町役場

鳥取県告示第七百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十四年十二月十二日 鳥取県指令受米土維第千三百四十八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市二本木四九八
米子建産工業協同組合
代表理事 本 田 武

鳥取県告示第七百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十五年二月十二日 鳥取県指令受米土維第十二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木九四九

山陰住研株式会社

代表取締役 杉 山 明 尚

鳥取県告示第七百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年二月二十六日 鳥取県指令受米土維第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢二十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳四六五一

永 倉 積 蔵

鳥取県告示第七百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年四月二十八日 鳥取県指令受米土維第五百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市蚊屋字大坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五番地二

株式会社西米商事

代表取締役 富 長 野武男

鳥取県告示第七百五十九号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九条の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の期日を昭和五十五年十二月七日と定める。

昭和五十五年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正

誤

昭和五十四年十一月鳥取県告示第三十二号(解除予定の保安林について)中次の箇所が誤りであつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
七 上 終わりから七 三の二 三の六

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】